

参考値

福島第一 港湾内 海水核種分析結果 < 1/3 >

(データ集約 : 7/1)

採取場所	福島第一 物揚場前海水				福島第一 1~4号機 取水口内北側海水		福島第一 1~4号機 取水口内北側海水 (東波除堤北側)		福島第一 1号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 1号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)
	試料採取日時刻	平成25年6月30日 6時50分		対象外		平成25年6月30日 6時45分		平成25年6月30日 6時16分		平成25年6月30日 6時38分		平成25年6月30日 6時42分	
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	
I-131 (約8日)	ND	-	-	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	40
Cs-134 (約2年)	ND	-	-	-	16	0.27	ND	-	12	0.20	12	0.20	60
Cs-137 (約30年)	4.0	0.04	-	-	31	0.34	ND	-	22	0.24	19	0.21	90

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値

その他の核種については評価中。

二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

本分析における放射能濃度の検出限界値 (I-131が約3Bq/L、Cs-134が約3Bq/L、Cs-137が約2Bq/L) を下回る場合は、「ND」と記載。

ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

参考値

福島第一 港湾内 海水核種分析結果 < 2/3 >

(データ集約 : 7/1)

採取場所	福島第一 2号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 2号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		福島第一 3号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 3号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		福島第一 4号機スクリーン海水 (シルトフェンス外側)		福島第一 4号機スクリーン海水 (シルトフェンス内側)		炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)
試料採取日時刻	平成25年6月30日 6時33分		平成25年6月30日 6時35分		平成25年6月30日 6時25分		平成25年6月30日 6時27分		平成25年6月30日 6時29分		平成25年6月30日 6時30分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)											
I-131 (約8日)	ND	-	40										
Cs-134 (約2年)	6.4	0.11	7.5	0.13	9.1	0.15	83	1.4	16	0.27	15	0.25	60
Cs-137 (約30年)	14	0.16	17	0.19	17	0.19	150	1.7	20	0.22	42	0.47	90

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値
 その他の核種については評価中。
 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。
 本分析における放射能濃度の検出限界値 (I-131が約11Bq/L) を下回る場合は、「ND」と記載。
 ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

参考値

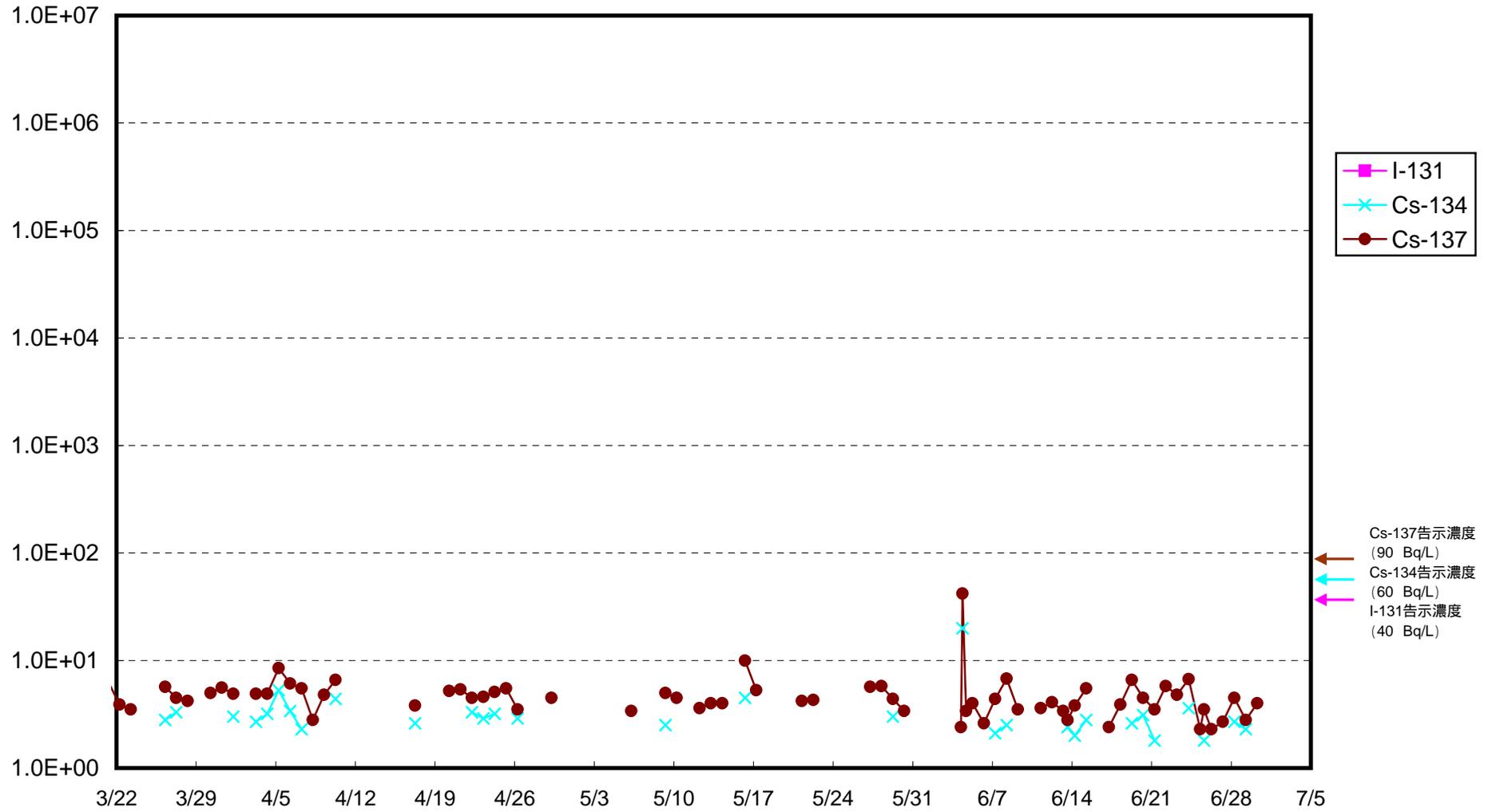
福島第一 港湾内 海水核種分析結果 <3/3>

(データ集約：7/1)

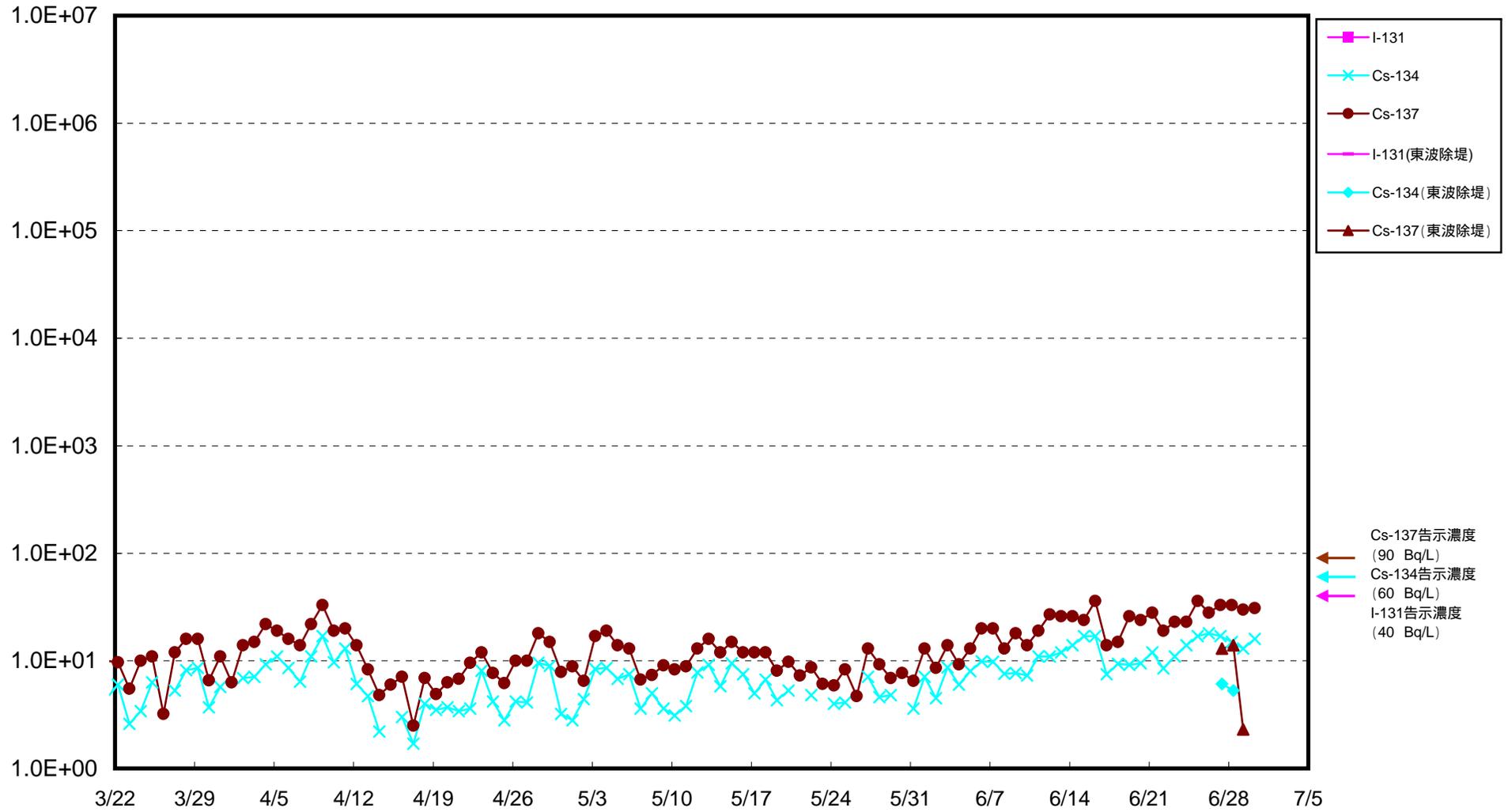
採取場所	福島第一 1~4号機 取水口内南側海水		福島第一 港湾口		福島第一 6号機 取水口前海水								炉規則告示 濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄 周辺監視区域外の 水中の濃度限度)
試料採取日時刻	平成25年6月30日 6時22分		対象外		対象外								
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	試料濃度 (Bq/L)	倍率 (/)	
I-131 (約8日)	ND	-	-	-	-	-							40
Cs-134 (約2年)	15	0.25	-	-	-	-							60
Cs-137 (約30年)	28	0.31	-	-	-	-							90

炉規則告示濃度は、「Bq/cm³」の表記を「Bq/L」に換算した値
 その他の核種については評価中。
 二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。
 本分析における放射能濃度の検出限界値 (I-131が約3Bq/L) を下回る場合は、「ND」と記載。
 ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

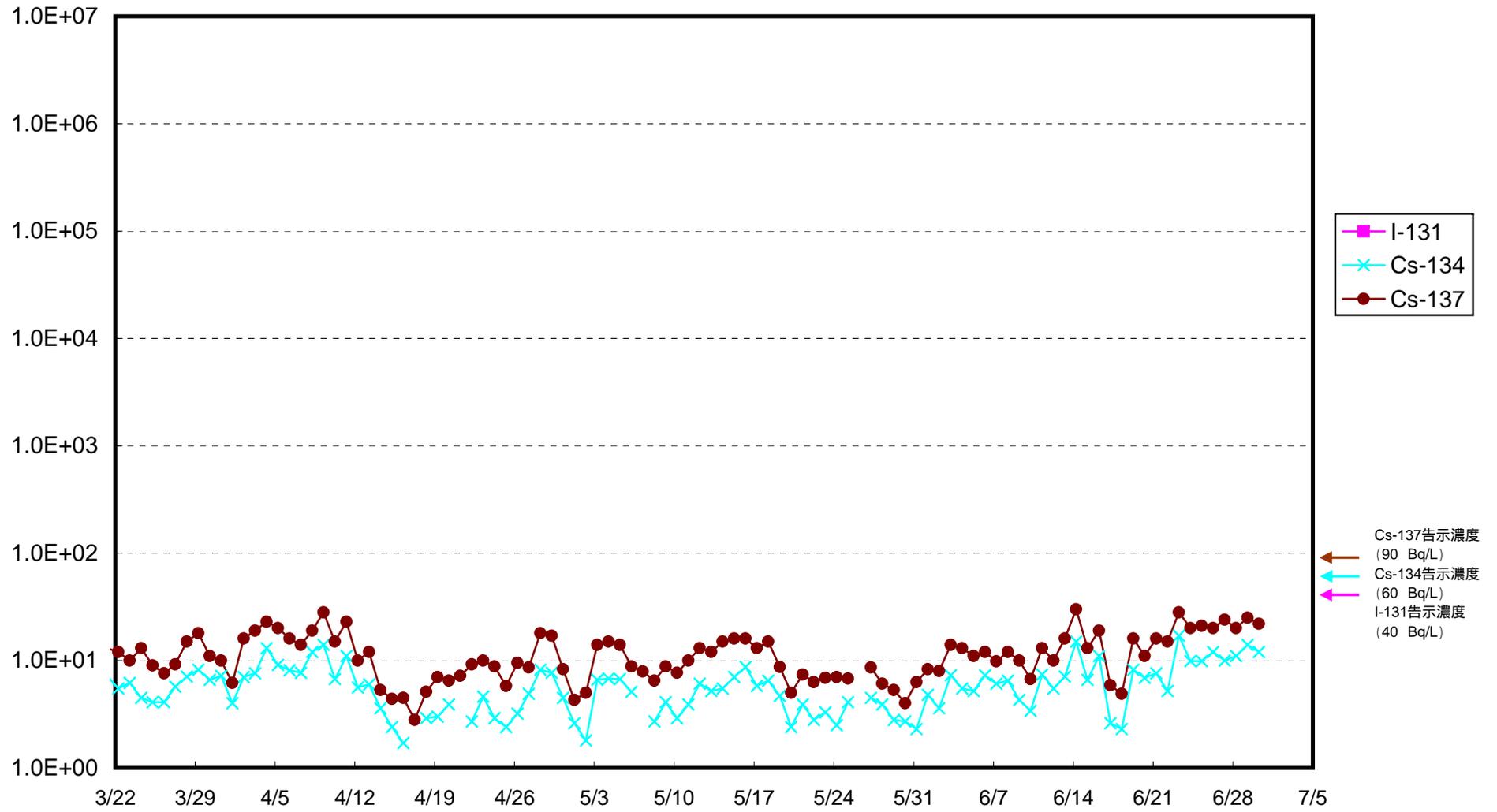
福島第一 物揚場前海水放射能濃度 (Bq / L)



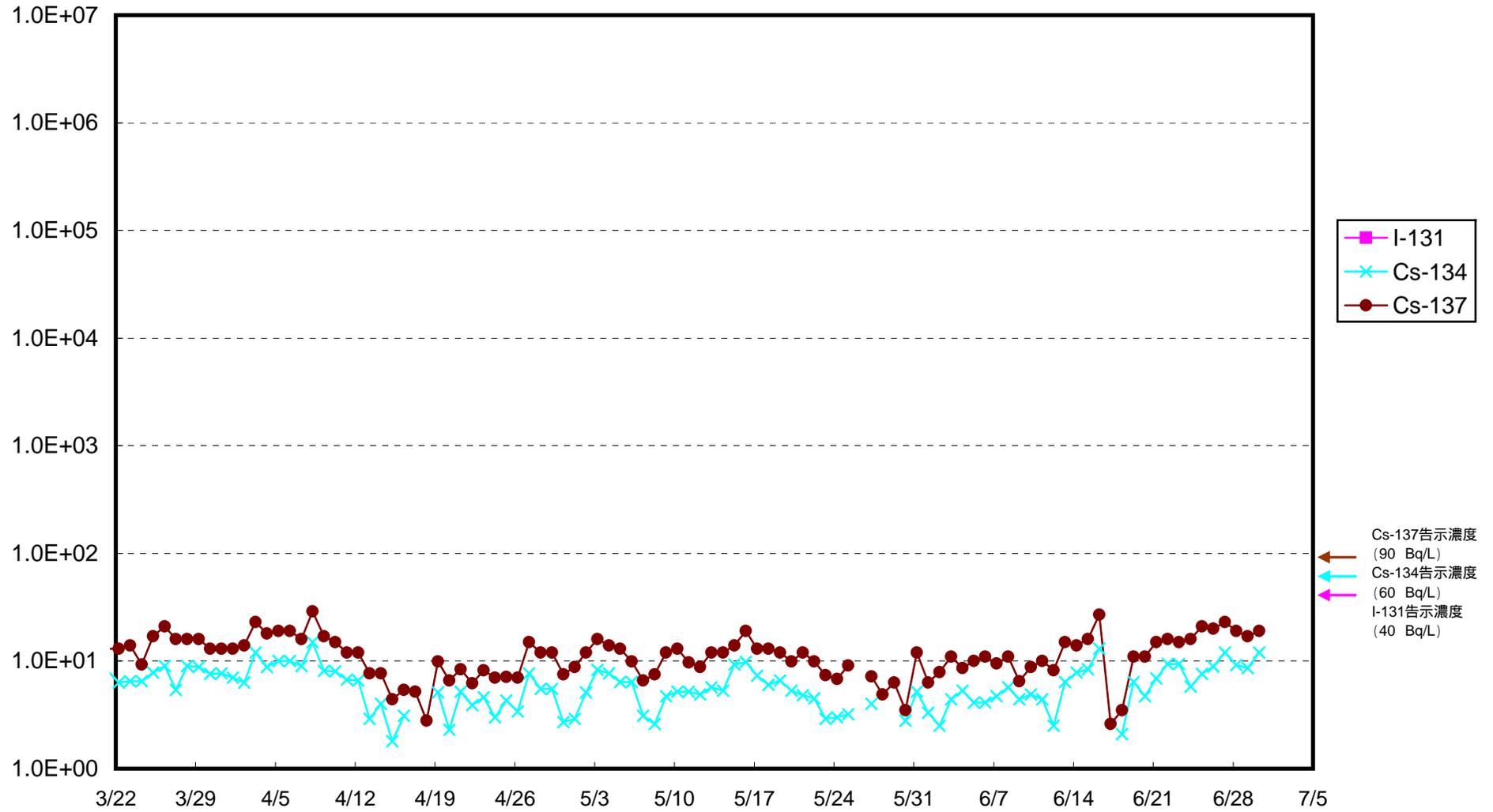
福島第一 1~4号機取水口内北側海水放射能濃度 (Bq / L)



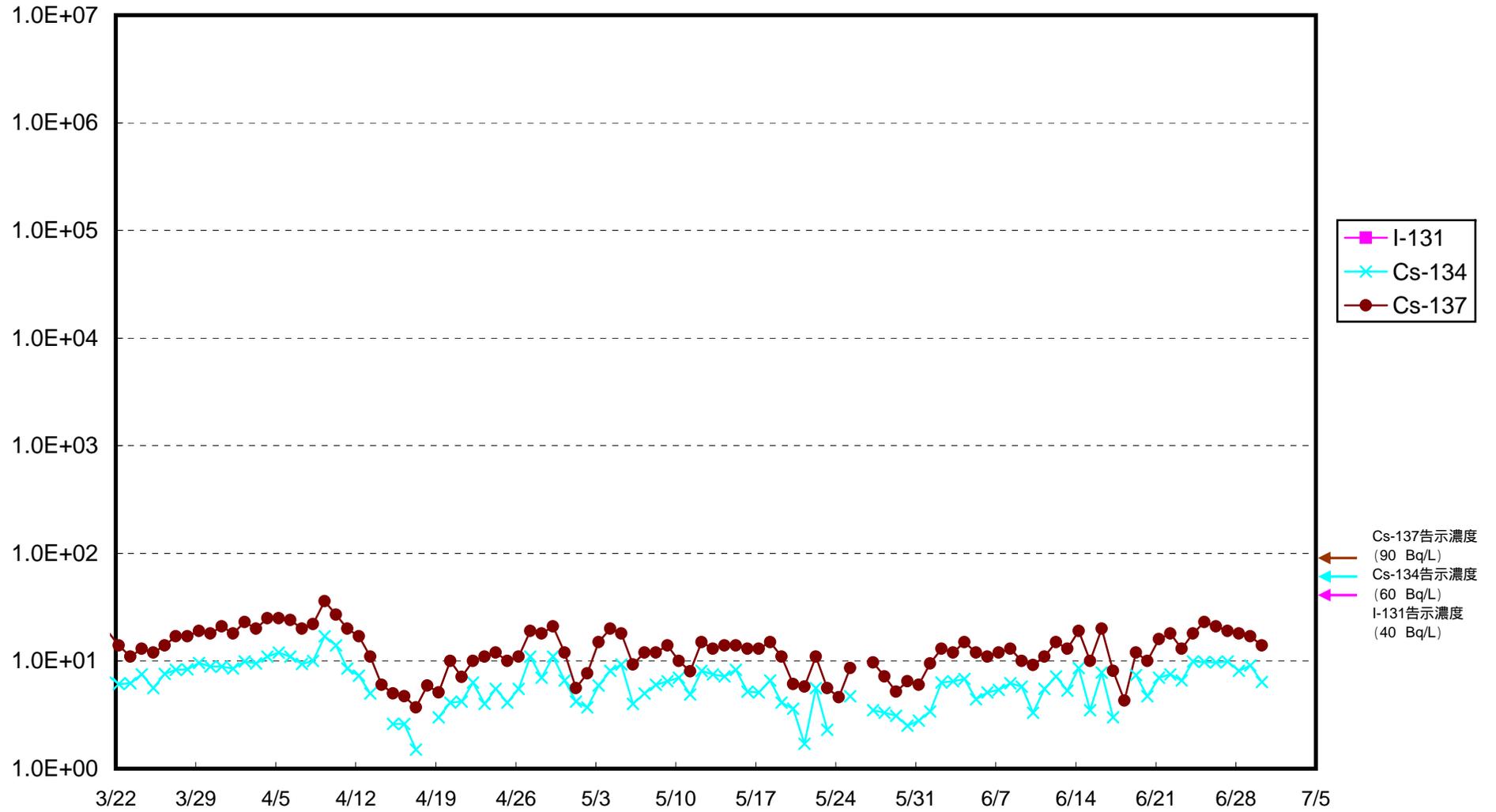
福島第一 1号機スクリーン海水(シルトフェンス外側)放射能濃度 (Bq / L)



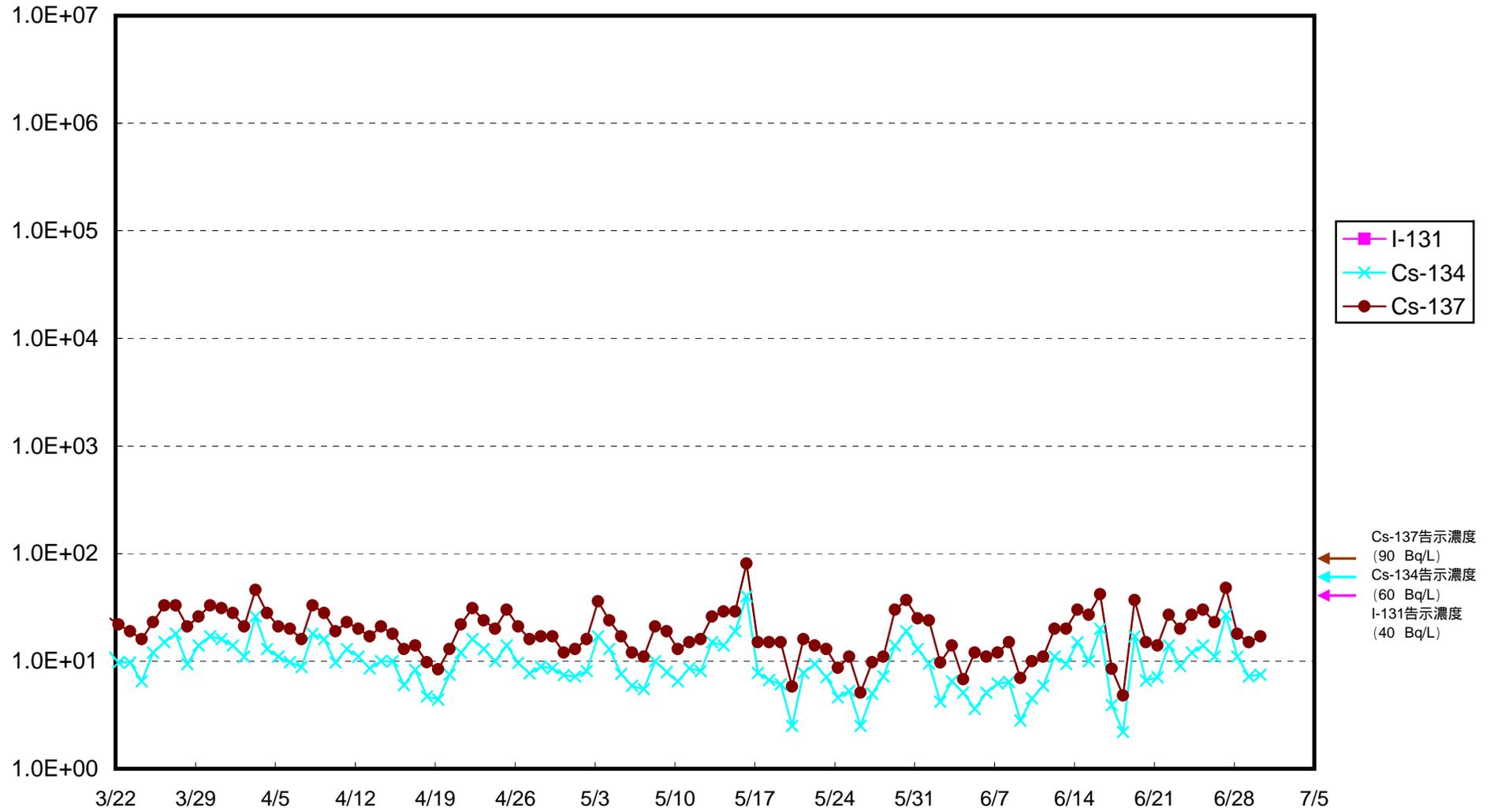
福島第一 1号機スクリーン海水(シルトフェンス内側)放射能濃度 (Bq / L)



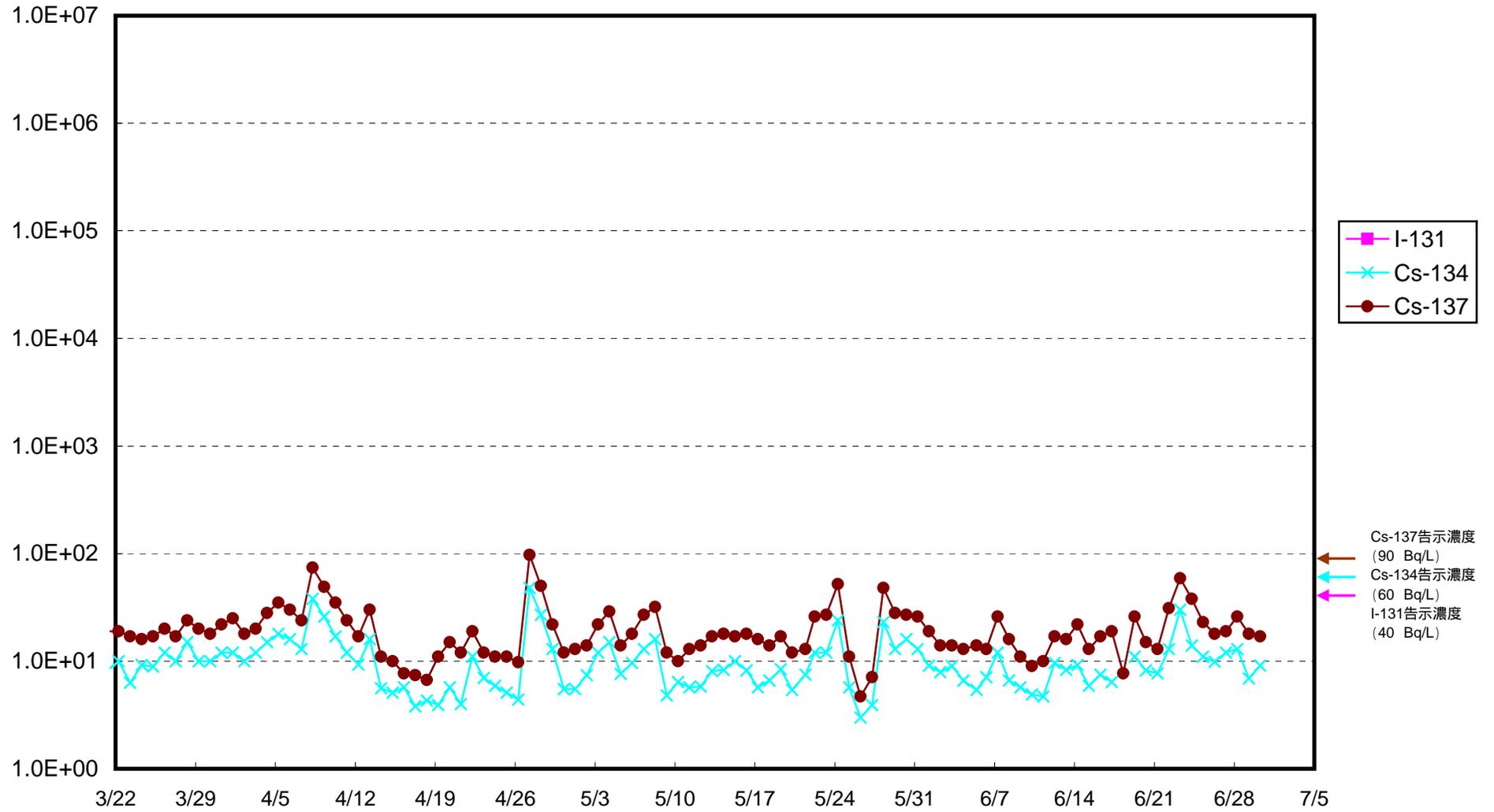
福島第一 2号機スクリーン海水(シルトフェンス外側)放射能濃度 (Bq / L)



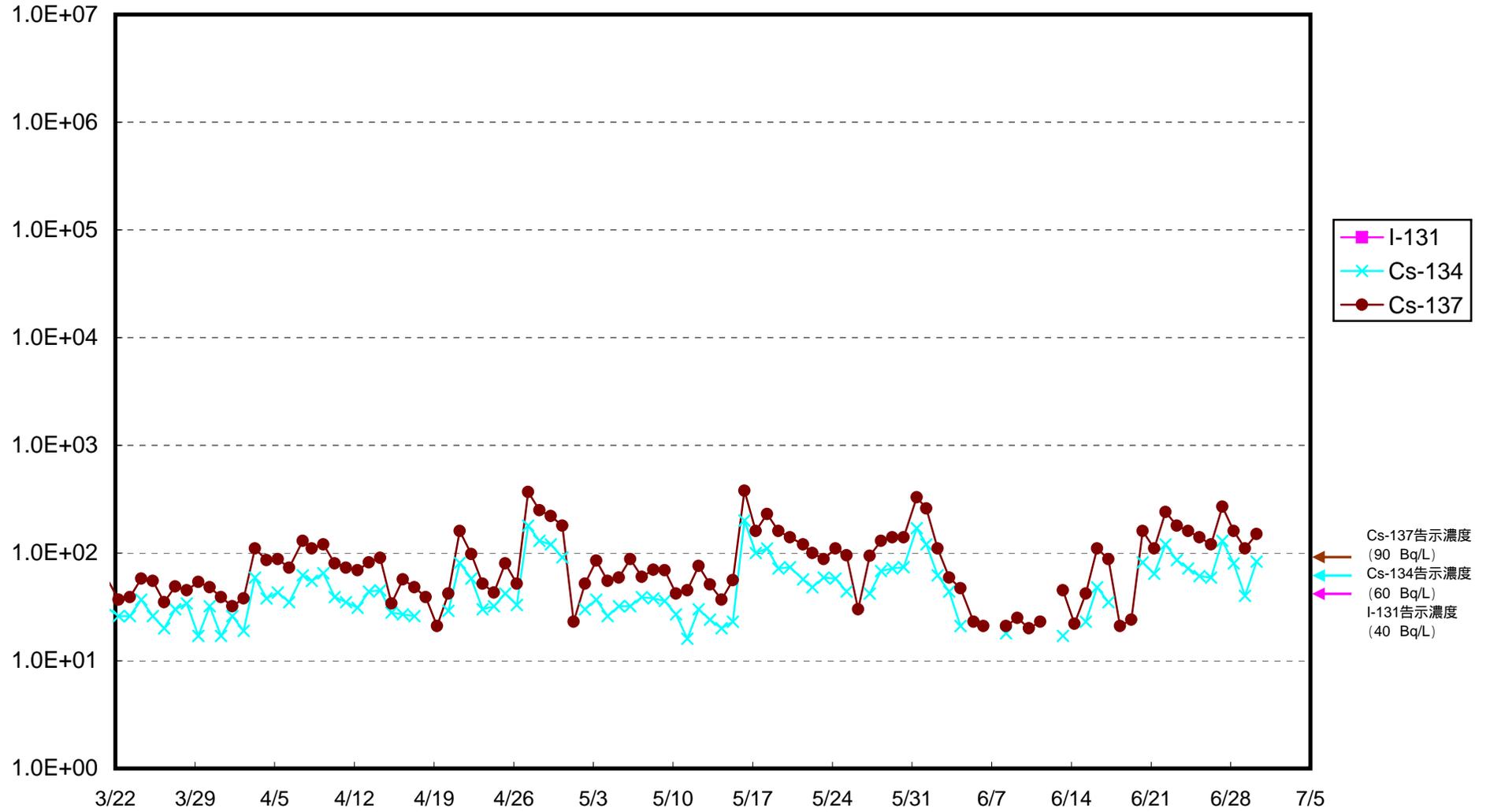
福島第一 2号機スクリーン海水(シルトフェンス内側)放射能濃度 (Bq / L)



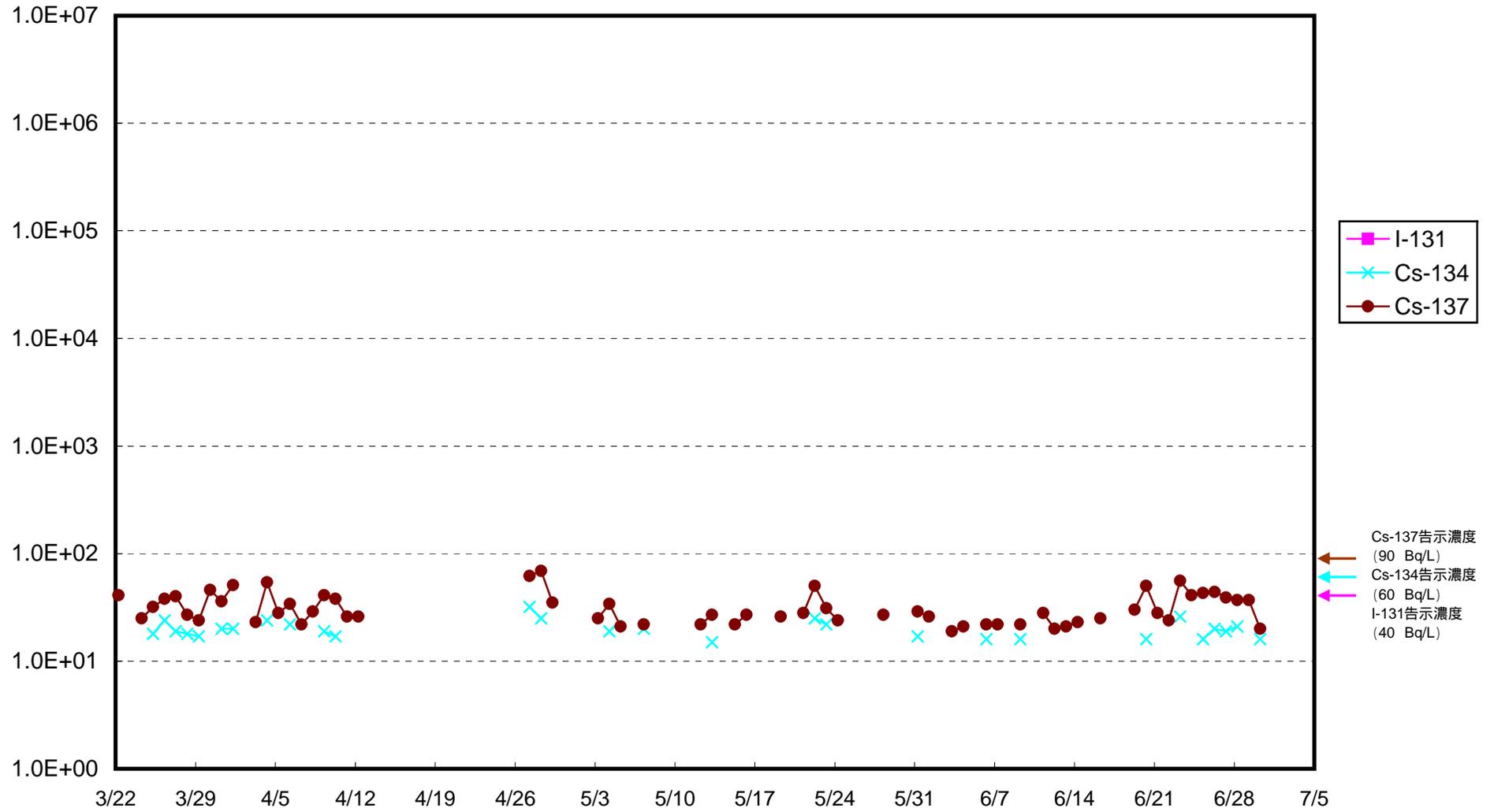
福島第一 3号機スクリーン海水(シルトフェンス外側)放射能濃度 (Bq / L)



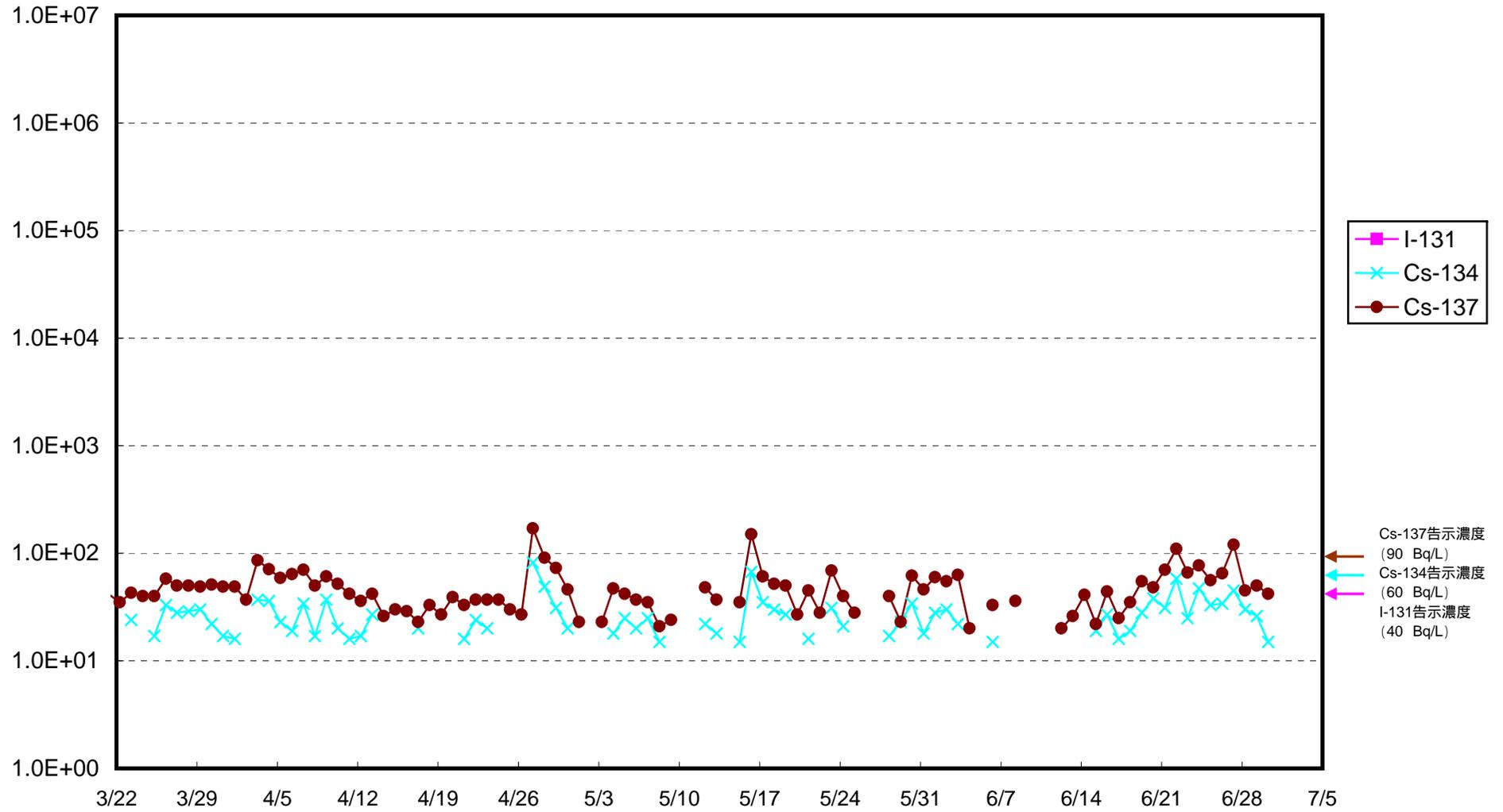
福島第一 3号機スクリーン海水(シルトフェンス内側)放射能濃度 (Bq / L)



福島第一 4号機スクリーン海水(シルトフェンス外側)放射能濃度 (Bq / L)



福島第一 4号機スクリーン海水(シルトフェンス内側)放射能濃度 (Bq / L)



福島第一 1~4号機取水口内南側海水放射能濃度 (Bq / L)

